

緊急速報メールで気象や噴火に関する特別警報を配信しています

☎ 総務課 行政係 ☎77 - 3901

平成27年11月19日から、気象などの特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）および火山噴火に関する特別警報の緊急速報メール配信が始まりました。

従来、気象庁が発表する緊急地震速報および津波警報は、対象区域内にいる携帯電話ユーザーに対し、携帯電話事業者を介して緊急速報メールが配信されてきました。しかし、今回の改定によって、気象庁の発表する全ての特別警報が緊急速報メールで配信されることになりました。

また、特別警報の内容や発表状況に関する詳細については、銚子地方気象台へお問い合わせください。
※千葉県内に噴火特別警報の対象区域はありません。

■開始日時

平成27年11月19日から始まっています。

■対象者

携帯電話ユーザー（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー（au）、ソフトバンク）

■緊急速報メールで新たに配信する情報

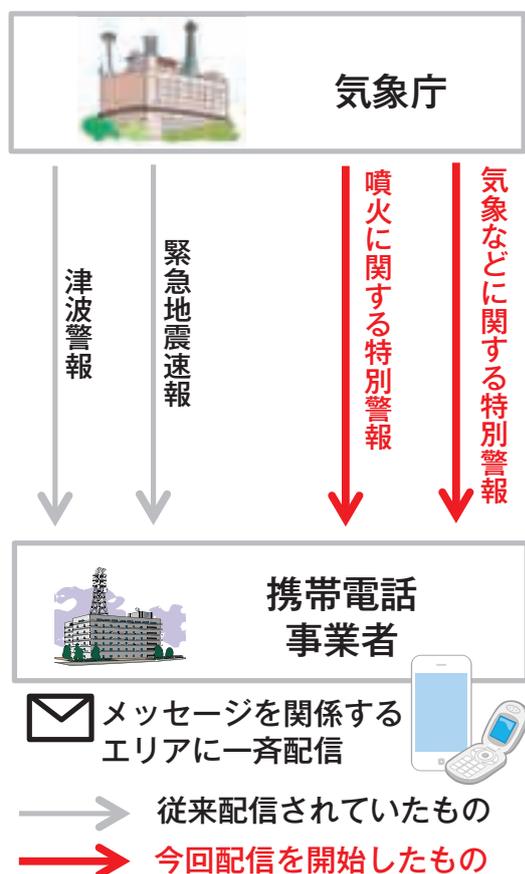
- ・気象などに関する特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）
- ・噴火に関する特別警報（噴火警報）

■気象などに関する特別警報配信のタイミング

- ・新たに特別警報が発表された場合
- ・種類（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）が追加された場合

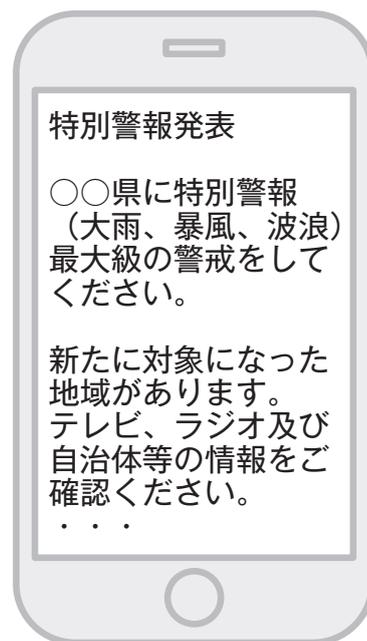
※解除時は、緊急速報メールの配信は行われません。

緊急速報メールの配信



新たに配信を開始する特別警報メール配信画面(例)

気象などに関する特別警報



※気象庁報道発表資料より

ふるさと納税の「お礼品」を募集します

☎総務課 企画政策係 ☎77-3921 FAX77-1954
✉seisaku@town.shibayama.lg.jp

町では来年度から、町外の方を対象に、ふるさと納税をしていただいた方へお礼品の提供を開始します。そこで、お礼品として商品やサービスを取り扱う事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。



募集の要件

- 次の要件に全て適合していることが要件です。
- 各種法規則等に沿った生産・製造・販売を行っていること
- 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが町内にある企業・団体であること（個人を除く）
- 申し込み時に、町税の滞納がないこと
- ※ただし、右記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと思えた場合は、参加できない場合があります。

募集するお礼品

芝山町の魅力を「体感できる」ものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品などを募集します。

■想定されるお礼品例

農産物や加工品などの商品、稲刈りツアーやゴルフ場利用券など体験できるサービス

協力事業者のメリット

- ふるさと納税寄附者に希望のお礼品を選んでいただき、協力事業者に送っていただきます。お礼品の代金および発送料は町が

支払いをいたします。
芝山町のホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

申込みについて

■申込み期限
1月18日(月)まで

■申込み方法

総務課企画政策係へ電話、FAX、メールにてお申し込みください。

■その他留意事項

- お申し込みいただいた方には、事業の詳しい内容をご説明いたします。
- このお申し込みの後、協力事業者と町が相談しお礼品を決定いたします。
- ご不明な点は総務課企画政策係にお問い合わせください。

ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、故郷や応援したい自治体など、自分が住んでいる自治体以外に「寄附」をすることで、住民税や所得税の控除が受けられる制度です。近年では多くの自治体が、寄附してくれた人に対して「お礼品」の送付を行っています。